

平成 27 年 10 月 1 日

特別用途食品の表示許可について

消費者庁では、本日、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 26 条第 1 項に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。  
今回許可を行ったのは、別紙の 3 件です。

（参考）

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin88.pdf> を御覧ください。

本件に関する問合せ先

（担当）消費者庁食品表示企画課 増田、遠藤

TEL : 03-3507-9222（直通）

FAX : 03-3507-9292

H P : <http://www.caa.go.jp/>

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	許可を受けた表示内容	許可番号
1	無乳糖食品	ノンラクト	森永乳業株式会社	本品は、乳糖不耐症およびガラクトース血症用のミルク(母乳代替食品)です。乳糖やガラクトースを含まないように調製していますので、一般の育児用ミルクでは下痢や腹痛などの異常をきたす乳児にお使いいただけます。	第27001号
2	アレルギー除去食品	エムエーミー MA-mi	森永乳業株式会社	本品はミルクアレルギー用の食品です。育児用ミルク、牛乳などを与えて下痢や湿疹などの症状がでるお子さまにお使いいただけます。	第27002号
3	乳児用調整粉乳	アイクレオのバラン スミルク	アイクレオ株式会社	母乳は赤ちゃんにとって最良の栄養です。「アイクレオのバランスマルク」は母乳が不足したり与えられない場合に母乳の代わりをする目的で作られたものです。	第27003号